

## 大月市農業協力隊推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題を抱え、農業生産活動の低下や農村・山村景観への影響が懸念されており、市内全域においてその傾向が顕著になっている。一方、都市では生活の質や豊かさへの志向の高まりにより、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することについて、若年層を含め、住民のニーズも高まってきている。こうしたことを背景に、三大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を最長で3年間本市に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市の地域づくりの新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的とし、大月市農業協力隊推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

### (農業協力隊員)

第2条 農業協力隊員とは、次の要件のうちいずれかを満たす都市住民で、市長の委嘱を受け、市内に拠点を置く農業関係法人等の指導のもと、新たに居住する地域において農業技術等の習得と地域行事への協力を通じて市内での定住及び農業への従事を図ろうとする者をいう。

- (1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域（以下、「条件不利地域」という。）以外の地域に生活の拠点を置く住民であって、本市に住民票を移す者及び応募開始前1箇月以内に本市に住民票を移した者
- (2) 全国の条件不利地域を有さない市町村に生活の拠点を置く住民であって、本市に住民票を移す者及び応募開始前1箇月以内に本市に住民票を移した者

### (事業内容)

第3条 本事業は、農業協力隊員を育成するものであり、その内容は次のとおりとする。

- (1) 市長は、農業協力隊員に対し、農業技術等の習得のための活動や地域と連携して地域が主催する行事等への協力を指導し、支援することにより、本市に定住し農業への従事ができるように育成しようとする、市内に拠点を置く農業関係法人等を、別に定めるところにより募集及び選定する。
- 2 農業協力隊員の募集については、第3条第1項により選定された農業関係法人等（以下、「支援機関」という。）によって行われるものとし、その内容は次のとおりとする

- (1) ホームページの活用等により多くの都市住民が農業協力隊員に応募できるように努める。
  - (2) 応募のあった農業協力隊員になろうとする者の中から、面接、論文などにより、本市での居住が確実に農業に意欲的に取り組むことが認められる者を選考する。ただし、夫婦、世帯を同一にする親子が応募した場合にあっては、1人に限るものとする。
  - (3) 支援機関は、(2)により選考した者について、別に定める農業協力隊員候補者名簿を作成し、市長に提出するものとする。
  - (4) 市長は、支援機関から提出された農業協力隊員候補者名簿に基づき、農業協力隊員を委嘱し、別に定める決定通知書により支援機関に通知する。
- 3 支援機関は、次に定める農業協力隊員が行う農業技術等の習得のための活動や 地域と連携して地域が主催する行事等への協力（以下「農業活動等」という。）を指導し、支援するとともに、農業協力隊員の住居や農業活動等に使用するための車輛等を確保するものとする。
- (1) 支援機関の農業技術等の習得のための活動とは、農業用機械の操作方法や土づくり、肥培管理、病虫害防除や栽培管理等の農業技術の実習等や農産物の加工・出荷や農産物直売所での販売などとする。ただし、自らの圃場を保有しない等により、農業技術等習得のための実習等を行うことができないときは、次の要件を満たす受け入れ事業者に実習の全部又は一部を委任することができるものとする。
    - ア 農業協力隊員に対し農業技術習得のための実習等を行うことができる圃場等 を確保していること。
    - イ 農業技術習得のための実習等を行うことができる農業技術の蓄積があること。
  - (2) 地域が主催する行事等への協力とは、農道、水路の清掃等の共同作業や、花植え等の地域美化活動、運動会、敬老会等の会場準備など、作業を伴う地域の行事等への参加をいう。なお、支援機関は、農業協力隊員が居住する地域の自治会長等との連絡調整を行い、農業協力隊員の参加を促進するよう努めるものとする。
- 4 支援機関は、ホームページ等を利用して、農業協力隊員の農業活動等の取組状況や成果等についての情報発信を随時行うとともに、都市住民の本市での定住及び農業への従事の促進に努めなければならない。

（農業協力隊員の地位等）

第4条 農業協力隊員の地位等については、次のとおりとする。

- (1) 農業協力隊員は、市の委嘱を受け、農業活動等の対価として報償費の支給を受けるものとし、市、支援機関との雇用契約は存在しないものとする。
- (2) 農業協力隊員は市、支援機関等の指示に従わなければならないものとし、次に定める場合には、委嘱を取り消すことができる。
  - ア 本人から取り消しの願い出があった場合
  - イ 農業協力隊員に不良行為が認められた場合

ウ 傷病、事故等により、農業活動等の継続ができなくなった場合  
(3) 農業協力隊員の委嘱期間中の義務、農業活動等の活動日数、休暇等に対する取扱いについては別に定めるところによる。

(事業実施期間)

第5条 農業協力隊員の委嘱期間は1年とする。ただし3年を限度に延長することができる。

(事業実施の手続き)

第6条 支援機関は、年度ごとに別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支援機関から提出された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認める場合は、支援機関と別に定める業務委託契約を締結するものとする。

(業務委託契約の内容)

第7条 市長が支援機関に委託する業務の内容は次のとおりとする。また、会計処理の方法等については別に定めるものとする。

- (1) 農業協力隊員の募集及び選考に関する業務
- (2) 農業協力隊員の農業活動等の指導及び支援に関する業務
- (3) 都市住民等に対する本事業の広報に関する業務
- (4) 農業協力隊員の生活支援（経費）に関する業務

(事業計画の変更)

第8条 支援機関は、別に定めるもののほか、必要に応じて事業実施計画書を変更できるものとする。

2 支援機関は、事業実施計画書を変更しようとするときは、事業を変更する前に別に定めるところにより、市長の承認を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 本事業を中止又は廃止しようとする支援機関は、別に定めるところにより市長に報告し、承認を受けなければならない。

(事業実施結果報告及び検査)

第10条 支援機関は、別に定めるところにより、事業実施結果報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による事業実施結果報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、支援機関に対し農業協力隊員育成のための指導を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

## 大月市農業協力隊推進事業実施要領

### (趣旨)

第1条 大月市農業協力隊推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、大月市農業協力隊推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### (支援機関の募集・選定)

第2条 実施要綱第3条第1項に定める支援機関の募集・選定は、次のとおりとする。

- (1) 支援機関への応募は、法人格を有する次に掲げる団体（以下「農業関係法人等」という。）とする。
  - ア 市内に主たる事務所を有し、農業を営んでいる農業関係法人等
  - イ 市内に主たる事務所を有するNPO法人等
  - ウ 市内に生産拠点となる圃場等を有する農業関係法人等
  - エ 市内の遊休農地等を利用し、新たに生産拠点として圃場等を整備し活動する農業関係法人等
- (2) 支援機関に応募しようとする農業関係団体等は、別記様式1号を作成し、市長の規定する期日までに1部提出するものとする。なお、作成等にあたり質問がある場合は、別記様式2号により提出するものとする。
- (3) 選定結果の通知は、応募のあった農業関係団体等に別記様式3号で通知するものとしホームページ等で、その結果を公表する。
- (4) 農業関係団体等が契約締結までの間に、支援機関となることを辞退する場合は、別記様式4号に定める辞退届を提出するものとする。

### (農業協力隊候補者名簿及び決定通知書)

第3条 実施要綱第3条第2項(3)に定める農業協力隊員候補者名簿は、別記様式5号によるものとし、実施要綱第3条第2項(4)に定める決定通知書は別記様式6号によるものとする。

### (農業協力隊員の取扱い)

第4条 農業協力隊員の農業活動等に対する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 農業協力隊員の福利厚生のため、1日の活動等の時間は8時間、月20日を原則とする。
- (2) 支援機関は(1)の規定にかかわらず、繁忙期と閑散期とにおいて調整が必要な場合は、実施計画書により、予め農業協力隊員等に明らかにしている場合に限り、農業協力隊員に行わせる農業協力活動等の時間を調整できるものとする。

- 2 農業協力隊員の義務等については、次のとおりとする。
- (1) 農業協力隊員は、農業協力活動等に支障がない範囲において就業等ができるものとする。
  - (2) 農業協力隊員は、活動している地域で開催される、作業、行事等には特別な事情がある場合を除き参加するものとする。
  - (3) 農業協力隊員は、別記様式7号により1箇月ごとに農業協力活動等の状況等を報告するものとする。
  - (4) 農業協力隊員の休暇は、支援機関と協議し定める。
  - (5) 農業協力隊員は、別表に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて農業協力活動等を行わないことができる。

(農業協力隊員の報償費の支払)

第5条 市から報償費の支給を受けようとする農業協力隊員は、農業協力活動等を行った日ごとに支援機関の責任者の確認を受け、農業協力隊員業務日誌(別記様式8号)を支援機関を通じて翌月の5日までに市に提出するものとする。ただし、3月においては31日に提出するものとする。なお、支援機関の責任者の確認が受けられない場合について、技術習得のための活動にあっては受入事業者の責任者、地域が主催する行事への協力にあっては実施当該行事の責任者の確認を受けるものとする。

- 2 農業協力隊員への報償費は月166,000円とする。なお、市は、支援機関を通じて農業協力隊員から提出のあった農業協力隊員業務日誌を確認し、毎月20日に農業協力隊員が指定した口座に振り込むものとする。
- 3 農業協力隊員の研修の日数が月20日に満たない時は、1日当たり8,300円の日割り計算により支給するものとする。

(事業実施の手続き)

第6条 支援機関は、別記様式9号による事業実施計画書を作成し、市長の指定する日までに提出しなければならない。

- 2 実施要綱第6条第2項に定める業務委託契約書は、別に定めるものとする。

(委託の対象となる経費と会計処理)

第7条 委託業務に係る経費は、次の費目の区分によるものとする。

- (1) 農業協力隊員の募集・選考等に要する経費は次のとおりである。
  - ア 農業協力隊員の募集に際して作成するホームページの立ち上げ費用や広告資料の印刷費用など
  - イ 農業協力隊員の活動内容や成果を掲載するホームページの作成費など
  - ウ 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など

- エ 農業協力隊員を選考するための短期で実施する農業体験等の宿泊費用の経費など
  - オ 農業協力隊員の募集・選考に係る通信・事務費など
  - カ 農業協力隊員の指導・支援に要する事務経費
- (2) 農業協力隊員の農業活動等の指導・支援に要する経費は次のとおりである。
- ア 農業協力隊員の農業技術習得のための活動に要する器具や作業着及び研修資料の印刷費など
  - イ 農業協力隊員の農業技術の習得に対する研修先への謝金
  - ウ 地域が主催する行事等に協力するために用意しなければならない道具の購入費用
  - エ 農業協力隊員が住居から、農業技術習得の活動現場への移動や農業活動等に使用する軽自動車等の借上料及び燃料費
  - オ 農業協力隊員の地域活動等で受けた傷害に対応するための保険料
- (3) 農業協力隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（農業協力隊員の住居の家賃は55,000円を限度とし、超える場合は超過分を農業協力隊員が負担するものとする。）

2 委託業務に係る会計処理については、次のとおりとする。

- (1) 独立した口座を開設すること
- (2) 本委託業務専用の帳簿を設け、1の費目の区分に従い整理すること
- (3) 支出の根拠となる次の項目が明記してある請求書、領収書、振込依頼を保存すること
  - ア 宛先として支援機関名等が記載されていること
  - イ 発行した日付
  - ウ 金額
  - エ 購入した物品等の内容
  - オ 発行者の氏名、押印
- (4) 支援機関であっても、大月市との委託契約締結以前に実施した業務は、委託対象とならない。

（事業計画の変更）

第8条 実施要綱第8の1に定める事業実施計画の変更を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 受入事業者に変更があった場合
- (2) 農業協力隊員の一部が農業活動等を取り止めたため人数に変更が生じた場合
- (3) 委託費を減額する場合
- (4) 委託費の費目間が30%以上増減する場合

2 事業実施計画を変更しようとする支援機関は、別記様式 9 号により変更の内容を明らかにし、市長の承認を受けるものとする。

(事業実施状況の確認等)

第 9 条 市は、契約期間の中途において事業の実施状況について、支援機関及び農業協力隊員への聞き取りや支援機関に対し、関係書類等の提出を求めるとともに、必要があると認めた場合には、改善措置を講ずる等の指導を行う。

(事業の中止又は廃止)

第 10 条 実施要綱第 9 に定める本事業の中止又は廃止をする場合は次の事項に該当する場合とし、農業協力隊員が農業活動等を継続するための措置を講じたうえで、別記様式 10 号により市長に報告し、承認を受けるものとする。

(1) 支援機関の経営状況の変化等により本事業の継続が不可能となった場合

(2) 農業協力隊員の 50%以上が農業活動等の取り止めを申し出るなど、本事業の継続が不可能となった場合

(事業実施結果報告)

第 11 条 支援機関は、別記様式 11 号により農業協力隊員推進事業実施結果報告書（以下この項において「事業報告」という。）を作成し、これを事業実施年度の 3 月 31 日までに市長に提出するものとする。ただし、実施要綱第 9 により本事業を廃止した支援機関は、市長の承認を受けた日から 30 日以内に事業報告を市長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。



(別表) 第4条第2項(5) 関係

## 農業協力隊員の休暇の取扱い

休暇の原因	承認を与える期間
年末年始休暇	12月28日から翌年1月3日までの日で支援機関が業務を行わない日
忌引	配偶者、1親等の直系尊属、1親等の直系卑属の場合 3日
傷病休暇	農業協力活動等に起因する傷病の場合 農業協力活動等の期間(3月31日を超えることはできない)
年次休暇	農業協力活動等期間中1月につき1日以内で、支援機関の代表者の承認を受けた場合
特別休暇	その他、支援機関の長が特に必要と認め、市が承認した期間

別記様式 1 号

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

年度大月市農業協力隊推進事業の支援機関申請書

大月市農業協力隊推進事業における支援機関に応募します。  
なお、提出書類は下記のとおりです。

記

(提出書類)

1. 企画提案書 (別紙 1)
2. 添付書類

(担当者)

所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
F A X 番号  
E-mailアドレス

(別紙 1)

年度

## 支援機関企画提案書

### 1 応募機関

団体名	
代表者	
住所	
電話番号	
隊員希望人数	

### 2 事業実施基本方針

### 3 業務実施体制

### 4 年間活動計画

### 5 受入事業者（委託する場合）

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

6 隊員の活動地域、活動内容

隊員の活動地域	
住 居 地	
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農業協力活動 ・研修内容等</li><li>2 地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創出活動</li><li>3 地域活動 ・地域住民との共同作業等</li></ol>

7 隊員の募集・選考方法

(1) 募集方法

(2) 選考方法

8 隊員の活動状況や成果の情報発信方法

## 9 委託費の使用内容

### 委託費使用内訳

(単位：千円)

費目	経費	金額		計
		平成	年度	
(1) 農業協力隊員の募集・選考	農業協力隊員の募集・選考 ①募集案内の作成費 ②活動成果の広告費 ③事業内容の広報費 ④面接・農業体験等の選考費 ⑤通信事務費 ⑥支援機関の事務費			
(2) 農業協力活動等への指導・支援	農業協力活動等への指導・支援 ①活動用消耗品費 ②研修先への謝金 ③活動用車両借上費 ④活動用車両燃料費 ⑤傷害保険加入料			
(3) 農業協力隊員の生活支援	農業協力隊員の生活支援 ①居費			
合計				

(注) 1 積算根拠を別紙で添付する。



別記様式2号

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

年度大月市農業協力隊推進事業の支援機関の応募に対する質問

大月市農業協力隊推進事業の支援機関の応募に対して以下の質問をします。

記

1. 質 問 内 容

別記様式3号

番 号  
年 月 日

団 体 名 殿

大月市長 印

年度 大月市農業協力隊推進事業支援機関の選定結果について

支援機関として決定しましたので通知します。  
(支援機関として不採用になりましたので通知します。)



別記様式 4 号

## 大月市農業協力隊推進事業支援機関辞退届

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
印

大月市農業協力隊推進事業の支援機関に応募しましたが、辞退します。

別記様式 5 号

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
印

年度大月市農業協力隊推進事業農業協力隊員(変更)候補者名簿  
の提出について

大月市農業協力隊推進事業実施要綱第 3 条第 2 項 ( 3 ) に基づき、別紙のとおり提出します。

(別記様式第5号)

## 農業協力隊員（変更）候補者名簿

氏名		性別	
住所			
電話番号 (携帯)	( )		
生年月日 (年齢)			
自動車免許証 の有無			
その他資格			
協力隊活動地域			
新住所候補	〒		
栽培作物			
選考理由			

※ 添付資料：履歴書、写真、住民票

別記様式 6 号

番 号  
年 月 日

( 団 体 ) 様

大月市長 印

年度 大月市農業協力隊推進事業農業協力隊員の決定について

大月市農業協力隊推進事業実施要綱第 3 条第 2 項(4)に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 氏名、年齢、性別

2. 住 所

## 農業協力隊員活動状況報告書

年 月分

支援機関名		栽培作物	(例)果樹・野菜・ 水稲・畜産と記入
農業協力隊員名		健康状態	
<p>1. 実施した作業の概要・状況等を記載して下さい。</p> <p>2. 農業活動の感想（楽しみ・反省点）等を記載して下さい。</p> <p>3. 地域活動に参加した内容を記載して下さい。</p> <p>4. 地域の住民方とのコミュニケーションを行った感想を記載して下さい。</p> <p>5. 地域で、就業するうえでの、不安や心配事、悩み等を記載して下さい。</p>			

※この様式は、隊員が次のアドレスまでメールで提出して下さい  
E-mail:

別記様式 8 号

号

日

番

年 月

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

年度大月市農業協力隊推進事業業務日誌の提出について

大月市農業協力隊推進事業実施要領第 5 条第 1 項に基づき、別紙のと  
おり提出します。

(別記様式 8 号)

## 農業協力隊業務日誌

平成 年 月分

農業協力隊員名

印

日時	活動時間	活動内容	確認印
	Am ~ ----- Pm ~ 注1   注2	1ヶ月の活動日数は、 年間通して20日間と して下さい。	
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		
	Am ~ ----- Pm ~		

注 1 : 1 日の活動時間

注 2 : 1 箇月の累積活動時間

※支援機関の確認が受けがたい場合は、受入事業者の責任者、地域が主催する  
行事への協力にあっては実施当該行事の責任者の確認を受けるものとする。

(一日の中で活動が異なる場合は各々から確認印をもらうこと)

別記様式 9 号

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
印

年度大月市農業協力隊推進事業実施(変更)計画書の提出について

大月市農業協力隊推進事業実施要綱第 6 条第 1 項 (第 8 条第 2 項) に  
基づき、別添のとおり提出します。



(別記様式第9号)

実施年度： 年度

## 農業協力隊推進事業実施（変更）計画書

### 1 支援機関

団体名	
代表者	
住所	
電話番号	
農業協力隊員数	

### 2 事業実施基本方針

### 3 業務実施体制 (図、表等を活用可)

### 4 年間業務実施計画

### 5 受入事業者（委託する場合）

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

## 6 隊員の活動地域、活動内容

隊員の活動地域	
住居地 (家賃)	
活動期間	
隊員数	
活動車両の 借り上げの有無 (年間借り上げ 料)	
主な活動内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農業生産活動 ・研修内容 等を記載する</li><li>2 地域資源を活かしたコミュニティビジネスの 創出活動</li><li>3 地域活動 ・地域住民との共同作業等</li></ol>

※別添様式1の農業協力隊員年間活動計画を添付する。

## 7 隊員の募集・選考方法

### (1) 募集方法

(周知方法、募集期間、協力隊提出書類等を記載する。)

### (2) 選考方法

(書類選考、農業体験、地域住民との面談等の方法を記載する。)

## 8 隊員の活動状況や成果の情報発信方法

## 計 画（ 変 更 ） 委 託 費 内 訳 書

### 1 収入の部 (単位：千円)

費目	予 算 額
委託費	
合 計	

(単位：千円)

費 目	経 費	積算内訳	備 考
(1) 農業協力隊員の募集・ 選考 ①募集案内の作成費 ②活動成果の広告費 ③事業内容の広報費 ④面接・農業体験等の選 考費 ⑤通信事務費 ⑥支援機関の事務費  (2) 農業活動等への指導・ 支援 ① 活動用消耗品費 ② 研修先への謝金 ③ 活動用車両借上費 ④ 作業用車両燃料費 ⑤ 傷害保険加入料  (3) 農業協力隊員の生活支 援 ① 住居費			
合 計			

- (注) 1 提案する事業実施内容に応じて区分欄は適宜項目の追加を行うこと。  
 2 積算根拠の添付は別紙でもよい。



別記様式 10 号

大月市農業協力隊推進事業中止（廃止）届け書

番 号  
年 月 日

（あて先）大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

大月市農業協力隊推進事業実施要綱第 9 条に基づき、農業協力隊推進事業を中止（廃止）するので下記のとおり届け出ます。

記

1. 中止（廃止）の年月日
2. 中止の期間
3. 中止（廃止）の理由
4. 農業協力隊員が農業協力活動等を継続するための措置

別記様式 1 1 号

番 号  
年 月 日

(あて先) 大月市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
印

年度 大月市農業協力隊推進事業実施結果報告書の提出について

大月市農業協力隊推進事業実施要綱第 1 0 条第 1 項に基づき、別紙のとおり提出します。

(別記様式第 1 1 号)

実施年度：平成 年度

## 農業協力隊推進事業実施結果報告書

### 1 支援機関

団体名	
代表者	
住所	
電話番号	
農業協力隊員数	

### 2 事業実施基本方針の評価

### 3 業務実施体制 (図、表等を活用可)

### 4 年間業務実施計画の確認

### 5 受入事業者 (委託する場合)

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

6 隊員の活動地域、活動内容

隊員の活動地域	
住居地 (家賃)	
活動期間	
隊員数	
活動車両の 借り上げの有無 (年間借り上げ 料)	
主な活動内容	<p>1 農業生産活動 ・研修内容 等を記載する</p> <p>2 地域活動 ・地域住民戸の共同作業 等を記載する</p> <p>3. その他の活動</p>

※別添様式1の農業協力隊員年間活動計画を添付する。

7 隊員の募集・選考方法の結果

(3) 募集方法の結果

(4) 選考方法の結果

8 隊員の活動状況や成果の情報発信方法の結果



# 委 託 費 内 訳 報 告 書

## 1 収入の部 (単位：千円)

費目	予 算 額
委託費	
合 計	

(単位：千円)

費 目	経 費	積算内訳	備 考
(1) 農業協力隊員の募集・ 選考 ①募集案内の作成費 ②活動成果の広告費 ③業内容の広報費 ④面接・農業体験等の選 考費 ⑤通信事務費 ⑥支援機関の事務費  (2) 農業協力活動等への指 導・支援 ① 活動用消耗品費 ② 研修先への謝金 ③ 活動用車両借上費 ④ 作業用車両燃料費 ⑤ 傷害保険加入料  (3) 農業協力隊員の生活支 援 ① 住居費			
合 計			

- (注) 1 提案する事業実施内容に応じて区分欄は適宜項目の追加を行うこと。  
 2 積算内訳は別紙でもよい。

